

白山市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市議会基本条例（平成22年白山市条例第28号）第19条の規定に基づき、白山市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、白山市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合であって、市対策本部に協力し、連携した対応を行うため必要があると認めるときは、災害対策会議を設置するものとする。

2 議長は、災害対策会議を設置したときは、議員及び市長に通知するものとする。

3 副議長は、議長に事故等があるときは、議長に代わって災害対策会議を設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は、全ての議員をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、災害対策会議を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと。

(3) 被災情報を収集及び整理を行い、市対策本部に提供すること。

(4) 被災地、避難所等の調査を行うこと。

(5) 市対策本部の要請事項に係る対応に関すること。

(6) 市対策本部に対し、要望及び提言を行うこと。

(7) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(庶務)

第5条 災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、災害対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。